

令和 7 年 11 月 17 日

各 位

三好市社会福祉協議会職員の懲戒処分について

日頃より当協議会の活動に、ご理解ご支援をいただいております地域の皆様、関係機関の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

当協議会は、この事態を重く受け止め、事実調査を行い、同調査結果に基づき、懲戒審査委員会において、関係者に対する懲戒処分を決定しましたので、ご報告いたします。

事案の概要

既に懲戒処分を行った事案(当協議会の職員(当時)が、当協議会と取引のある特定の事業者に対し、実態と異なる当協議会への請求書(水増し請求および架空請求)の作成を依頼し、その虚偽の請求書に基づき当協議会が当該事業者に支払いをした後、当該事業者から金銭を受け取って流用したという事案)について、当該職員の直属の上司に対しては、当該職員に対し監督を怠ったことを理由として懲戒処分(減給)をしておりました。

しかし、今般、上記直属の上司が上記不正行為の計画を事前に認識しながら、これを制止せず、さらに当協議会への報告を怠ったことが発覚しました。

これらの行為は、当協議会の資金の不正流用を黙認することにより当協議会に財産的損害を与えるだけでなく、当協議会の信頼を著しく損なう重大な非違行為であり、就業規則に定める懲戒事由に該当するものです。

今後、このような行為が二度と発生しないよう、再発防止を徹底してまいります。

1 三好市社会福祉協議会就業規則に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	処分理由
降職	地域福祉課 (50 歳代・男性)	部下である職員の不正行為の計画を事前に認識しながら、これを制止する措置を講じず、当協議会への報告を怠ったものです。本件に関し、当初決定いたしました減給処分は正式に撤回し、不正行為の黙認というより重大な非違行為に基づき、管理監督責任を重く見て、上司の地位を解く降職処分(解雇と停職の間に位置する重い処分)といたしました。

※掲載内容等については、本会懲戒処分等の公表基準による。

2 処分日

令和 7 年 11 月 17 日